

○音更町既存借上げ型公営住宅審査事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、音更町既存借上げ型公営住宅制度実施要綱（令和3年4月1日制定。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、既存借上げ型公営住宅の審査に関する要領を定めるものとする。

(転用計画の審査)

第2条 転用計画の審査は、音更町既存借上げ型公営住宅審査票（別記様式）に基づき採点し、比較し、又は検討するものとする。

(採点)

第3条 前条の採点は、町が採点した後に、音更町住宅委員会委員（以下「委員」という。）の採点を加えるものとする。

2 前項の委員による採点は、採点した委員の点数を平均（小数点第1位を四捨五入）し、これを加える。

3 転用計画の申請者、同意者又は承諾者に委員が含まれる場合は、当該転用計画の審査に参加できないものとする。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。